

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度			
施設名	秋田工業用水道	設置年	昭和 46 年	
所在地	秋田市仁井田字新中島770番地の1			
指定管理者	羽後ウォーター(代表者 羽後設備株)			
県所管課	公営企業	課	工業用水道	チーム

1 施設の概要

設置目的	秋田工業用水道事業は、県内産業の振興を図るために設置したものである。但し、給水区域は秋田市内である。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	秋田市区域の立地企業等に良質で安定した工業用水を供給することにより、秋田県産業の振興に寄与する。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、条例及び規則を尊重し、適切な運営を行う。 ・機能維持に努め、適切な管理を行う。 					
施設の面積	浄水場:99,888㎡、配水池:12,426㎡、管路延長:36.5km					
主な設置施設	浄水場、配水池、管路施設					
指定管理業務の内容	料金制	無(指定管理料制)				
	料金設定	628,560千円				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R2.4.1	～	R7.3.31		
	営業期間・時間	24時間体制				
	秋田工業用水道の管理に関する次の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・工業用水の供給に関する業務 等 					
自主事業の内容						
直近3年の年間利用者数	R3	28社	R4	29社	R5	29社
直近3年の年間利用収入	R3	899,333千円	R4	898,262千円	R5	855,117千円
直近5年の収支決算(単位:千円)						
収入計		R元	R2	R3	R4	R5
利用料金収入		109,961	118,320	130,512	120,736	121,691
指定管理料		109,961	118,320	130,512	120,736	121,691
その他収入						
支出計		100,246	112,187	121,323	111,720	118,681
人件費		45,900	51,700	51,700	51,700	51,700
光熱水費		1,077	1,072	1,232	1,385	1,065
修繕費		9,607	14,876	14,849	14,593	14,179
外部委託費		37,320	36,295	43,361	34,884	43,387
その他経費		6,342	8,244	10,181	9,158	8,350
差引		9,715	6,133	9,189	9,016	3,010

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度 の目標	良質な工業用水を安定して供給すること。
--------------	---------------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績				達成率			
	具体的な 取組と その効果							
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度				
	目標							
	実績							
令和6年度 の目標 (設定根拠)	達成率							
	目標							
	設定根拠							

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点 I> の評価

評価 欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者		
	県 (所管課)		

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	78.8%		
	具体的な 取組と その効果	令和5年12月に受水者様（29社）アンケート調査を実施した。受水者様と接する機会が少なく弊社の顔が見えにくい事もあるため、電話対応・メーター交換等検針立会・各種申請時の対応の時など受水者様とのコミュニケーションを図った。その効果として、設問1、2、3の評価では79.1%であった。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	80.0%	81.3%	78.4%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	B
	県 (所管課)	B	アンケート調査では、全体的には肯定的な評価が得られたようですが、「分からない」との回答の企業もあり、可能な限りそのままにせず、説明の上で再回答をもらうことも、接する機会が増え、満足度向上に繋がるコミュニケーションの一つと考えます。 また、上記調査については、指定管理者、県のどちらに関する調査なのか分からない項目もあるため、見直しが必要と考えます。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	ペーパーレス推進として、年間購入コピー用紙を16箱に抑えた。(前年度比94.1%)
	具体的な 取組と その効果	①地下埋設物確認書で「埋設物なし」の場合はスキャンによるデータ保存とした。 ②各種報告書は1部提出(控えは必要に応じて各部署で保管)とした。これにより、コピー用紙だけではあるが5%以上の改善が図れた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

<観点Ⅲ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
	県 (所管課)	A	コスト意識は重要であり、日頃の積み重ねが削減に繋がります。今後も継続することを期待します。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<p>○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置している。これにより水質基準を遵守し、「努力目標を達成しており」高品質な工業用水を供給している。</p> <p>○職員の資質向上 定期的に教育研修・安全衛生会議を実施している。これにより作業点検時の人的ミスによる事故がない。</p> <p>○設備保全対策 施設の点検結果から、必要に応じて修繕を行っている。これにより設備の機能維持を図っている。</p> <p>○危機管理等 事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備及び訓練を行っている。これにより漏水発生時・強風発生時等、マニュアルに則って対応している。</p>
--------------	---

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県(所管課)	B	特に危機管理については、7月の記録的な大雨に伴い、古川の氾濫により施設の冠水・浸水があったが、工水を供給停止することなく継続できたことに加え、高濁度対応をしっかりと行ったことなどにより、良質な工業用水の安定供給という目標を達成していることを評価します。

【評価基準】 A:順調(改善点なし)、B:概ね順調(重大な問題点なし)、C:改善が必要(重大な問題点あり)
 県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
全国的にも安価で良質な工業用水を安定的に供給できている。 そのため、令和5年度は、新たに工水を使用する企業1者と契約することができた。
○施設運営の課題
①年間約1千万kWhを消費する動力費の縮減。 ②2020年度から2024年度の5年間で5%の低減が省エネ目標。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
達成状況を踏まえて、安価で良質な工業用水の安定的な供給を継続するため、今後も指定管理者制度による管理運営を継続する。 また、課題の①②については、節電運用及び省エネの取り組みを実施しているほか、送水ポンプの使用電力量の低減のため、令和6年度の送水管2系統化運用を目指している。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(＜観点Ⅰ＞～＜観点Ⅳ＞に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)